

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 正 （新）	現 行 （旧）
<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）</p> <p>第1章 総則            第1-1条 適用（略）            第1-2条 用語の定義（略）            第1-3条 受発注者の責務</p> <p><u>1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p> <p><u>3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない</u></p> <p>第1-4条～第1-10条（略）</p>	<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）</p> <p>第1章 総則            第1-1条 適用（略）            第1-2条 用語の定義（略）            第1-3条 受発注者の責務</p> <p>受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第1-4条～第1-10条（略）</p>

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 正 （新）	現 行 （旧）
<p>第1-11条 打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿（様式-27）に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>4. 打合せ<u>          </u>の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第1-12条～第1-38条 （略）</p>	<p>第1-11条 打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿（様式-27）に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>4. 打合せ<u>（対面）</u>の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>第1-12条～第1-38条 （略）</p>

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 正 （新）	現 行 （旧）
<p>第1-39条 保険加入の義務</p> <p><u>1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p>	<p>第1-39条 保険加入の義務</p> <p><u>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p>

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 正 （新）	現 行 （旧）
<p style="text-align: center;"><b>総則の運用</b></p> <p>第1-2条、第1-7条、第1-8条関係            1. 【第1-2条 用語の定義】6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記（1）～（1 <u>5</u>）いずれかの項目に該当する技術者とする。            （1）～（1 2） （略）  <u>（1 3）農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）</u>  <u>（1 4）農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野]（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）</u>  <u>（1 5）農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u></p> <p>以下 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>総則の運用</b></p> <p>第1-2条、第1-7条、第1-8条関係            1. 【第1-2条 用語の定義】6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記（1）～（1 <u>2</u>）いずれかの項目に該当する技術者とする。            （1）～（1 2） （略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>以下 （略）</p>